

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 小池ゆか

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長之印

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
2SNE1SA00980	2SPA1A20036 0001		
品名 または 件名 目達原280号建物自家発電機保守点検			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	EA		
納地または工事場所		引渡場所	
九州補給処			
搬入場所		納期または工期	
目達原駐屯地		令和5年3月31日(金)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和4年10月5日(水) 10時00分 九州補給処 調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有すること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和4年10月12日(水)10時00分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和4年10月4日（火）12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ7.0インチ以上）の持込は禁止
ク 当駐屯地において、新型コロナ感染拡大防止のため入門時検温を実施しております。当日37.5度以上の発熱症状のある方は入門をお断りしておりますのでご了承下さい。

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
調達会計部契約課 第2契約班 担当 四元（内線2319）
- ウ 仕様書に関すること
総務部管理課営繕班 担当 生島（内線2298）

目達原280号建物自家発電機保守点検

件名	目達原280号建物自家発電機保守点検				
図名	表紙				
総務部長	管理課長	営繕班長	企画係長	電気係長	設計
図面枚数	1/3	作成	令和4年9月6日		
陸上自衛隊 九州補給処 総務部 管理課					

仕 様 書

1 件 名 : 目達原280号建物自家発電機保守点検

2 場 所 : 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊目達原駐屯地

3 概 要 : 自家発電設備の保守点検及び付属品、オイル等交換

西芝エンジニアリング株式会社 発電機NTAKL-SEK 500kV エンジンSA6D170-B

4 一般事項

- (1) 本保守点検は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書平成25年度版」による。
- (2) 本保守点検に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。
- (3) 請負者は保守点検実施にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 請負者は保守点検実施にあたり、本保守点検以外の他の部位を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
- (5) 請負者は保守点検実施にあたり、安全管理に留意すると共に保守点検終了後は現場の整理整頓、清掃をするものとする。
- (6) 本保守点検に際して、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。
- (7) 本保守点検の作業写真は、デジタルカメラ等を使用し、着工前、使用材料、各工程、完成及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に1部提出するものとする。
- (8) 入出門、物品の搬入、搬出、提出書類は部隊で定めた規則によるものとする。
- (9) 本保守点検に使用する電気、水については、請負者側で準備するものとする。
- (10) 請負者は、下請け業者と取替下請負契約を締結、取替を施工して、完成させる場合は、着工前に、公共保守点検の入札及び契約の適正化に関する法律に基づき、施工体制台帳等を作成・提出し、監督官の点検を受けるものとする。
- (11) 本保守点検実施の際は、十分な安全対策を講じ、常に注意を怠らないものとする。万が一事故が生じた際は速やかに監督官に報告及び対処するものとする。また、災害事故・破損発生等については、全て請負業者責任とし、速やかに原形に復元する。なお、その際官側としての補償は、一切行なわない。
- (12) 発生材で、廃油、クーラント等は請負者処分としまニフェストE票(電子マニフェストの場合はマニフェスト登録証明書)の写しを提出する。

件 名	目達原 280 号建物自家発電機保守点検		
図 名	仕様書		
図面枚数	2/3	作成年月	令和4年9月6日
九州補給処	総務部	管理課	

5 特記事項

(1) 保守点検項目(詳細はメーカー一点検整備表による)

- ア エンジン関係点検
- イ 蓄電池関係点検
- ウ 制御盤・電気品関係点検
- エ 発電機部点検
- オ 絶縁抵抗測定
- カ 始動・停止試験
- キ 保護装置試験(繼電器試験含む)
- ク 無負荷運転試験

(2) その他

ア エンジンオイル、オイルフィルター2個、燃料フィルター3個、ガスケット3枚、ヒューズ(3A11本、5A1本、VTヒューズ1A4本)、電圧計(2A/2A 燃料移送ポンプ1・2 2個)及び電圧計(15A/5A 給気ファン1・2 2個)交換するものとする。

イ 今後交換が発生する部品等があれば、見積もりを作成し監督官に提出すること。

ウ 点検報告書は仕様書の点検項目の内容がわかるように提出すること。

件名	目達原 280 号建物自家発電機保守点検		
図名	仕様書		
図面枚数	3/3	作成年月	令和4年9月6日
九州補給処	総務部	管理課	